

平成25年10月25日

第55回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第55回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成25年10月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号
会議年月日 平成25年10月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 佐々木 敦 緒
事務局次長 菊 池 徳 明
農地係長 小 倉 匠

本日の案件 第55回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後 9時30分

議 長	<p>おはようございます。これより総会を進めますが、開会に先立ち、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。 先唱を、1番阿部正嗣委員にお願いいたします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は、28名であります。定足数に達しておりますので、これより第55回遠野市農業委員会総会を開会します。 本日の欠席届出委員は、13番綱木秀治委員、11番菊池敦子委員であります。なお、12番江川幸男委員は延着となります。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 日程に入る前に、事務事業経過報告を、事務局長より説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい。それでは、遠野市農業委員会の事務事業経過を報告いたします。 10月1日、市制施行8周年記念功労者表彰式が、あえりあ遠野で行われました。 10月11日は岩手県農業委員大会運営委員会が盛岡で行われ、会長が出席しております。同じく11日、青年就農交付金に係る面接が、合庁のB会議室でありまして、私が出席しております。上郷町、青笹町、上鱒沢の方が新規就農するということで、この3名の青年に給付をする、ということを決定しているところであります。 10月15日、農地転用等に係る現地確認調査、市内一円ではありますが委員の皆さんに出席いただいております。同じく15日、第401回岩手県農業会議の常任会議員会議が盛岡でありまして、会長が出席しております。 17日は合庁内の農業関連部署会議がA会議室でありまして、私が出席しております。第二四半期の業務の進捗状況について、それぞれ協議し合ったところであります。概ね計画通りに進捗しているというふうに、会議ではなっております。</p>

18日はA S T推進会議が合庁B会議室でありまして、私が出席しております。A S T推進会議の中で変わったこととして、今まで、J A・県・市が、一体となって農業振興をしているのかと、ちょっとした疑問を感じ得ない部分もありましたから、これは一体となってやるべきですと会議でお話ししていたところ、今年は、A S Tのほうで補助金を出すという内容に変えていくとJ Aから計画が出されました。A S Tで支援するということは例えばアスパラガスなど重点作物としてやる場合は、資材や肥料等を含めてだと思いますが、2/3の助成をして、特産品を作っていくというふうに変っていくように話し合いをしたところです。これに向かって予算要求がなされるものと思います。

10月21日、第4回農地専門委員会がありました。合庁A会議室にて、農地専門委員の皆さんにお集まりいただきました。本日、協議をいたします農地パトロールの出発式をどのようにするか、また、パトロールがいよいよ11月20日までの間に実施となるわけですが、それをどのようにやっていくのかというご議論をいただいたところでした、素案を作らせていただきました。運営委員会に諮って良となっておりますので、今日、総会で決定をいただきご承認をいただいて、パトロールをしていきたいと考えております。

なお、この農地専門委員会で質問があったことですが、贈与税の猶予を受けている土地があるわけですが、これについては公平公正に、全部見るべきだというご意見もありました。しかしながら事務局としては、それは物理的に不可能であるというお話をさせていただきました。実は納税猶予は、遠野で170件、宮守で55件、合計225件あります。台帳調査で委員の皆さんはすでにご承知と思います。台帳に生前一括とありますので、見ると一目瞭然で、この方は納税猶予を受けていると分かりますから、これを全部見なければなりません。例えば、一人の方で25筆あります。その場合、25筆全部を見なければならぬのですから、平均して10筆か15筆か分かりませんが、225件掛けるそのくらいの筆数となります。物理的に考えて、1年かけてやってもということもありますし、さらに農業委員の皆様にも、猶予が適正かどうか2月の総会でかけております。その中で、本当に農業が継続されているかどうか見ていただくための議案でありますから、しっかり確認していただいて、それでも遊休農地、耕作放棄地があります。そうすると遡って贈与税を納めなければならないので、この件は気を付けていかなければなりません。今年はそのうちから数件をピックアップして調査させていただきたいと提案したところがあります。

同じく21日に、遠野市長当選証書付与式が、とびあ庁舎大会議室でありまして、会長が出席しております。

23日に遠野市長の登庁式がありまして、私が出席しております。同じく23日に、第7回の運営委員会がありました。後程その他で説明いたしますが、全国農業新聞の購読部数が激減しておりまして、平成24年度で341に減っております。平成17年に591部ありましたから、250部ほど減っていることとなります。遠野市の事業計画の中では、購読部数を400部にすると計画しているところでありまして、これをどうしていくか、家族経営協定、農業者年金をどう推進していくか、ということも、農地パトロールの試案検討のほかに話し合われました。さらに、地域農業マスタープランの計画そのものが分からない、もしくは、今日の議案の中にもありますが、集積加算金をいただける人とそうでない人と差が出ており、そういう格差があってはいけないと、どうにかしなければというお話をいただいたところで、これもその他に時間をいただき、説明いたします。

10月25日、本日でありまして、第55回遠野市農業委員会総会、そのあと農地パトロール出発式が合同庁舎前、あいにくの雨であります会場設営を進めておりましたので、傘を差して合庁の前でお願いしたいと思います。

26日以降の行事予定になりますが、27日が農事組合法人、土淵の営農組合であります。遠野こがらせ農産を設立するという案内が会長と私に来ておりまして、出席する予定になっております。

29日から30日まで岩手県の都市会長会、13市ですが、優良先進地視察研修が秋田であります。会長と私が出席いたします。

11月5日は平成25年度上閉伊地方農業委員研修、11月8日は第58回岩手県農業委員大会が開催されます。事業計画の中で、研修等には出席するとなっておりますが、かなりの

	<p>方の欠席者があります。岩手県農業会議から、TPPがこのような状況の中で、これは断固反対を貫くためにも農業委員にはぜひ100%の出席を賜りたいと最後のお願いが来ております。欠席の予定でも出席と連絡いただければ、そのように取り計らいますので、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>11月11日が農地法等申請締切日、11月18日が農地転用等現地確認調査、11月26日が第56回農業委員会総会、11月28日が第5回遠野市農振水産振興大会、これは副会長に北湯口進農業委員会会長となっておりますし、運営委員は職務代理者と両専門委員会委員長となっております。ぜひ農業委員の皆様には、全員参加をお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>議案審議に先立ち、議事参与の制限についての注意事項を申し述べます。自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので、議案に関係する委員は退席を願います。</p> <p>それでは議案審議に入ります。</p> <p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に2番山崎登久昭委員、3番多田靖志委員、会議書記に事務局小倉匠君を指名いたします。</p>
議 長	<p>【専決処分等の報告】</p> <p>次に報告第1号、「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局長をして説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい。それでは報告第1号についてご説明いたします。議案書の1ページをお開き願います。これは、農地法第3条の3第1項の規定に基づく相続によって取得した、5名の方から届出のあった内容です。事務局では早速、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定に則りまして、平成25年10月16日に会長の専決処分を出して、受理通知書を報告いたしましたので、会議規則第5条第2項に基づき、本総会に報告するものであります。届出があった農地が適正かつ効率的に使用が図られないと認められる場合は、農地法第3条の3第1項の規定により、農業委員会では、届出をした者に対して所有権の移転または利用権の設定もしくは移転のあっせん等、必要な処置を講じなければなりません。従いまして、農業委員さんにあられますは、それぞれ担当地区の案件について、取得者の状況等を確認されまして、結果を事務局まで報告願います。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
議 長	<p>【諸般の報告】</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、それでは説明させていただきます。2ページになります。18条6項の合意解約の通知でございます。</p> <p>1番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●市●●、●●●●。 ●●町1筆、2,606㎡。 農業経営基盤強化促進法の賃貸借の一部解約でございます。この案件につきましては議案第43号で審議いただきます、1番の案件の関係でございます。</p> <p>2番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町1筆、1,703㎡。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法の賃貸借の全部解約でございます。 以上2件につきまして、問題なく合意解約が成立したことを確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、それでは総括表を説明させていただきます。3ページ、4ページになります。 (以下「第55回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第41号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたしますので、ご了承願います。 事務局より説明いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議案第41号について説明いたします。 1番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、1,923㎡。売買です。 譲渡人は高齢により労力不足のため、売買するものです。 2番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●県●●市、●●●●。 ●●町1筆、1,520㎡。売買です。 譲渡人は県外に在住しており耕作できないため、現在賃貸借権を設定している農地であり、設定者の受人に売買するものです。 3番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●●●●市、●●●●。 ●●町3筆、3,236㎡。売買です。 譲渡人は県外に在住しており、譲受人が管理をしておりました。譲渡人の要請により売買するものです。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今の説明に関連して、地域ごとに担当委員から現地確認結果および補足の説明を求めます。●●町、お願いします。</p>
15番委員	<p>15番、新田佐悦です。当日は事務局1名、会長は東京へ出張ということで私と江川さんと現地を確認しましたが、何ら問題がなかったことを報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、●●町お願いします。</p>
28番委員	<p>はい、28番菊池です。場所は●●橋のもとでございます。周りも田んぼですし、相対の売買でございます。何ら補足することはございません。以上、確認いたしました。</p>
議 長	<p>はい、続きまして●●町、お願いします。</p>
2番委員	<p>2番、山崎です。現地確認で農業委員3名と事務局で見て参りました。ここは●●で、受人の●●さんが管理しており、非常にきれいな状態でした。よって、何ら問題は</p>

		ないことを確認しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果および補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第41号は、原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第41号は原案の通り「可」とすることに決しました。
議	長	【日程第3】 日程第3、議案第42号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局に説明をいたさせます。
農業振興係長		議案第42号について説明いたします。利用権設定は2件です。2件とも遠野市農業再生協議会による白紙委任を受けた、農地所有代理者事業でございます。どちらも規模拡大交付金に該当しております。 1番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、4,270㎡。賃貸借です。 2番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●県●●市、●●●●。 ●●町1筆、3,572㎡。使用貸借です。 以上でございます。
議	長	それでは、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第42号は、原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第42号は原案の通り「可」とすることに決しました。
議	長	【日程第4】 日程第4、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局に説明をいたさせます。
農地係長		はい。議案第43号について説明いたします。 1番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●市●●、●●●●。 ●●町1筆、2,606㎡。■■■■の建築です。農地区分は第2種農地、売買です。 譲受人は、現在●●町の工場で■■の■■作業をしておりますが、交通の利便性等が悪いため、新たに■■■■を建築し作業の効率化を図るものです。 第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る土地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと判断いたしました。 2番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、2,214㎡。■■■■の建築です。農地区分は第1種農地、賃貸借です。

議	長	<p>疑に入ります。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第43号は、原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第43号は原案の通り「可」とすることに決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第44号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定ついてを議題といたします。 事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>それでは議案第44号について説明いたします。この申請につきましては、農地転用の事業計画変更ということで、今回承認をいただきますと、承継者が次回以降の総会にて、新たに転用の申請を出すという形になります。</p> <p>事業者。●●町、●●●●。承継者。●●町、●●●●。●●町1筆、232㎡。 許可の変更の理由でございますが、事業者につきましては資金調達が困難となり、許可目的を達成することが出来なくなったので、希望者に転用事業を承継するものです。承継者につきましては、家族が増え現在の借部屋では狭小となったので、住宅を建築するため転用事業者に代わって転用を希望するものです。事業計画につきましては、継承後も一般個人住宅の建築の予定となっております。以上です。</p>
議	長	<p>事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地確認結果および補足の説明を求めます。●●町、お願いします。</p>
28番	委員	<p>28番、菊池です。当日は地元委員3名と事務局で現地を確認いたしました。場所としては■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の近く、まわりは住宅地でありまして、変更理由の通り何ら問題が無いことを確認いたしました。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果および補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第44号は、原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第44号は原案の通り「可」とすることに決しました。</p>
議	長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第45号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>議案第45号について説明いたします。 1番。 願出人。●●町、●●●●。●●町1筆、160㎡。現在の利用状況は宅地です。 昭和●年頃から作業小屋等の農業用施設を建築し利用しておりましたが、農地法の手続きが必要なことを知らなかったため現在に至ります。現地調査におきまして、宅地であることを確認しております。以上です。</p>

議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地確認結果および補足の説明を求めます。●●町、お願いします。
18番委員	事務局の説明通りですが、現地へ行ってみると、古い小屋が確かにあります。これを建て替えるということでした。場所としては空地の隣です。現存して建っていたことを確認した、ということで報告いたします。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果および補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
議 長	お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第45号は、原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第45号は原案の通り「可」とすることに決しました。
議 長	【協 議】 次に協議第1号、平成25年度農地パトロール(利用状況調査)の実施についてを議題といたします。 事務局に内容を説明いたさせます。
事務局長	それでは、平成25年度農地パトロール出発式の開催要領について説明いたします。先ほど事務事業経過報告で申し上げました通り、農地専門委員会を開催させていただきまして、素案をご議論いただき、訂正の上、運営委員会にお計らいをして、今日の提案となったものでございます。 農地専門委員会では、日にちの組み換え等、委員の都合によつての組み換えがありまして、事務局で訂正して提案するものであります。 目的であります、これはお目通しいただきたいと思ひます。 開催日時・会場は、本日1時半から2時半まで、雨天の場合は合庁A会議室を予定しておりましたが、市長がおいでになるということで意気込みを感じていただきたいと思いますので、傘を差して庁舎前での開催ということで、担当が庁舎前に設営し準備しておりますのでよろしくお願ひいたします。 主催は遠野市農業委員会、出発式の式次第ですが、開会宣言を、挨拶をかねて会長がいたします。また、激励の言葉を遠野市長より賜ります。市長は遠野市農業再生協議会の会長でもあります。 耕作放棄地、遊休農地をなくしていくのが農業委員の役割ですので、市長に対して昆野征策委員長が宣言をいたします。宣言のあと本日の活動計画とありますが、これは「これからパトロールをいたします」ということを含めて、閉会の言葉となります。 終わり次第、横断幕を広げていただいて記念撮影となります。 出発式ですが、12時半に合庁前にお集まりいただきます。農地専門委員が軽トラックを提供していただきますので、軽トラックに幟を結え付けていただきます。幟が外れたり飛んだりすることのないよう、農協からロープを買ってありますので、しっかりと結え付けていただきたいと思います。パレード経路は農地専門委員会で議論いただきました結果、次のページにイメージがありますが、国道ではなくできるだけ農道が良いというご意見がありましたので、これに基づいて、日影橋までは国道となりますが農道を守る経路となっております。 農業委員会事務局が先導いたしますので、その後を付いて来ていただきまして、綾織地区センターで解散となります。パレードに参加しない委員につきましては出発を見送って解散となります。 警察に届け出した結果、10台くらい、42メートルまで下げてくださということでしたので10台限定となりまして、軽トラック9台先導車1台で10台という計画であります。

次に農地パトロール実施について。これは3つが一緒になっております。5ページ左側にあります1番の農地パトロールは、農業委員が随時行わなければならないパトロールを指します。2番の利用状況調査につきましては、平成21年12月農地法改正の施行につきまして、毎年1回必ずやっってくださいと農地法30条第1項で定められております、それが農地利用状況調査であります。さらに、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査につきましては、平成19年に国から通達が来ており、毎年やらなければなりません。このフォローアップ調査、3つを一緒に行うということでもあります。

調査項目であります、調査する内容といたしまして1つめの遊休農地の把握、これは農業委員には住宅地図を渡しチェックしてきてくださいとお願いしておりますので、事前調査は実施済みであります。

2つめ、農地法の許可案件の履行状況の確認。これは農地法3条による売買や貸借があった場合、転用含めてですが、農地を買うということは耕作するという事ですから、全部が耕作要件となります。従って、買って荒らすということは無いはずで、そういった部分を見ていこうというものです。許可案件の確認ということで、これは農地係で対象箇所をリスト化しております。

3つめ、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認。これも同じで、貸し借りして荒らしていることはあり得ない、完全に耕作されていることを見て歩くということでもあります。さらに、遊休農地で事前に農業委員が調べたところに、荒れているはずがないのに荒れていたとかあるかもしれませんし、5番で説明しますが、贈与税の猶予を受けるところがまさか荒らしているなど、まず無いはずなのですが、これは結合しておりますので、これも各地区1点くらいをまずピックアップして実施します。将来的には全部やらなければなりません、先ほど申し上げたとおり物理的に不可能な筆数となりますので、これは事務局で見渡していただきたいと思っております。

4つめ、農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正、これは歩くことによって違反転用をしないようにということです。明らかに違反転用しているところは是正処置を取りますけども、パトロールすることによって違反転用をしてはいけないという意識づけを含めての調査、となっております。

5つめの相続税・贈与税の納税猶予特例適用農用地の利用状況確認ですが、これは農地係が対象者をリスト化させていただきます。実は、納税猶予を受けた農地に付きましては、受贈者は必ず、絶対に、耕作しなければなりません。そういう訳で税金の猶予をしているのです。ところが、今まで数年の間に調査した中で、耕作されていない農地があったのです。会計検査から指摘されています。私達は2月の総会にて、猶予者に対して確認していただいております。良となったものに証明書を出していますから、荒れているはずが無いのですが、現実にあったという事実を踏まえた時に、対応に苦慮します。遑って税金を払っていただきますが、長くなると何十万何百万という単位になります。そういうこともありますから、吟味していかなければならない案件であります。国のほうでは、あった場合は台帳登載してくださいということで、今、いきなり税金をとということではなく、まず台帳で管理ということです。このような内容で、調査をしていただきたいと思っております。

荒廃状況調査の判定であります、見て歩いたときに、かなり荒れているまたはもう少し手をかければ農地になるのではなど、農業委員さんは判定の仕方に苦慮されることと思っております。今までの赤・黄・緑の判定についてはご存じと思っております。赤は、台帳上、登記も農地だけ現地に木が生えているなど農地にするのは難しいもの。黄はかなり厳しいが抜本やトラクタを使えば農地として復元できるもの。緑は単に草が生えているだけなので草を抜けば農地になるというもの。これら3つの判定が難しいと、黄と緑の判断が難しい、黄と赤の判断も難しいということから、国では平成24年12月26日に、A分類とB分類の2つに分けてくださいとなりました。Aは農地に戻すことが可能である農地。Bはトラクタ等を使っても農地に戻すことは困難だという山手の農地。こういった2つで判断いたしまして、A分類になった農地につきましては、指導する農業委員の名前を付けて農家へ指導通知書を出します。B分類は、農地・非農地の判定を市のほうから求められますので、農業委員が再確認をして、委員会総会で非農地としたものについては、非農地通知書を発出しますし、農地と判定したものについてはもう一度戻して指導通知、ということになります。

	<p>通知をいただいた農家はその通知書、つまり農業委員会会長が出した非農地通知書を法務局に持って行けば、住所・氏名・認印だけで、原野や山林への地目変更が可能となります。</p> <p>7ページがパトロール日程となっております。10月31日から11月20日までの間であり、寒くなってくる時期ですが、こういう時期のほうが葉っぱも降りてきて見やすい面があるということで、この時期に設定させていただいております。集合時間が9時、なお18日から20日の地区、附馬牛、土淵、小友につきましては、農地法の現地確認調査と一緒に調査していただくということで、重ねております。</p> <p>なお、確認者は事務局のほかには遠野市でも協力依頼をしてきたいと考えているところでもあります。以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
16番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
16番委員	せっかくスケジュールを作っていただいたのですが、11月14日は家畜市場があるので、そこだけ調整していただきたいと思います。お願いいたします。
事務局 長	それでは、日程上のことでありますから、連絡を取り合って調整していただきたいと思います。
議 長	はい、他にございませんか。
27番委員	はい、27番です。
議 長	どうぞ。
27番委員	調査箇所は当日でないと分からないものですか。というのは、私の場合は今回、無しで出したのです、前回は該当する部分をほとんど出したものですから。重複するというで、無いことにしたわけですが、当日でないと分からない形で調査に入るのですか。確認です。
事務局 長	はい。
議 長	はい、どうぞ。
事務局 長	以前に調査した部分で、ここが空いていますよということで図面を出していただいております。無いところもあります。例えば宮守町につきましては、何百筆と出てきており、ほぼ解消されているところもありますので、数は減ります。ただ、農地法3条とか経営基盤強化促進法で、許可案件の部分につきましては農地係等でピックアップしていますから、ここは行かなければならないです。合わせて、歩いている時などに気付いたり、終わった分からも再度見つけたりした場合は、適宜お願いしたい。当日に、場所は示させていただきます。
議 長	よろしいですか。
27番委員	はい。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
28番委員	ちょっと確認させてください。

議長	はい、どうぞ。
28番委員	いただいた文書に、委員の方は軽トラックをお願いしますとありまして、本日持って来たわけですが、今日の行程を見た限り見送ったあとは帰って良いということですか。
事務局長	はい。正直、ここまで委員の皆様にご協力していただけることに大変感謝しているところですが、農地専門委員会の中で計画した事ですし率先して車を出そうということで軽トラック9台を準備したわけですが、トラックを持って来てくださった方にはぜひパレードに加わっていただきたいのですが、10台以上となると問題がありますし、今回は足りているということで、よろしくをお願いします。
議長	トラックは予定数に足りているということですので、ご協力ありがとうございます。ほかに質疑ございませんか。
議長	<p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>平成25年度農地パトロール(利用状況調査)の実施については、ただいま協議した通り実施することに決しました。委員の皆様は実施計画に基づいて行動をお願いします。</p>
議長	<p>【その他】</p> <p>その他に入ります。委員の皆様から意見、提案等ございましたらお願いします。皆様からなければ、休憩に入ります。40分に集合願います。</p> <p>(休憩中)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>事務局からその他、お願いします。</p>
事務局長	<p>運営委員会の中でご議論をいただいております、もう少し強力で推進していかねばならないという点がありましたので、説明させていただきます。</p> <p>まずひとつが、全国農業者新聞の購読者名簿についてです。さきほど事務事業経過報告にてお話しさせていただきました通り、ものすごい数で減ってきております。従いまして、岩手県農業会議の佐々木正勝会長より、普及拡大をというお話を直接いただいたところでありまして、さらに遠野市農業委員会会長は、岩手県農業会議のNo.2、副会長であります。やはり県内においても遠野市農業委員会はというところを見せて行かなければならないということで、普及拡大の手法を諮っていくことになりました。まず名簿を出さなければならないということと、農業委員で100%取るということでしたが農業委員はどういう状況か、関連団体はどうか、市の職員は、というお話しがありまして、資料を出すことになりました。封筒の中に入っておりますが、2ページ目からは各町単位に購読者の名簿が入っております。私も購読推進にと回って歩きましたが、逆にうちはおじいちゃんが入っています等のお話しをいただいたりして、購読ありがとうございますとご挨拶して帰ることになるなど、そういうことが無いよう、今回、購読者の名簿をコピーしてお渡しいたします。個人情報ではありますが、農業委員の皆様にはこの名簿から読みとっていただいて、購読していない方の拡大を図っていただきたいと思っております。</p> <p>なお、今日、全国農業新聞を農業会議のほうから特別に試読誌としていただきました。なぜこれをいただいたかという、総会において菊池孝委員から地元の記事があったほうが推進しやすいという意見がございまして、最後のほうのページに菜の花いっぱいという遠野市農業委員会の記事が載っております。訪問されたときに、このように載っていますよと説明し、これを置いて、購読をお願いしていただきたいと思っております。1ヵ月600円、1週間に1回届きます。農業委員からもTPP問題等ばかりでは内容がつまらないという不満が出ておりましたが、会長も私も、その都度お話ししてきた結果、内容がずいぶん変わってきました。自信を持って購読の推進をお願いしたいと思っております。</p>

次に、全国農業新聞、農業者年金、家族経営協定の推進状況という1枚の紙をお渡ししております。全国農業新聞については、岩手県の購読の割り当ては農業委員1人2部となっております。その当時、内容が今一つで2部は厳しいとの意見が農業委員からありましたので、事業計画の中では1部となっております。が、先ほど申し上げましたとおり60部を超えないと目標達成できない状況でありますので、これを推進していこうということでございます。今までの推進状況として、全国農業新聞につきましては、菊池孝委員の1部と私が5部、藤原主任が1部で、7部しかございません。

一方、農業者年金新規加入推進につきましては各町から1人ずつ見つけようとなっております。そうすると新規加入9名の計画となりますが、現在、濱田平八郎職務代理が1軒、昆野征策委員が2件の3件しかございません。各町の委員で話し合いを取りながら、地域の加入推進をお願いいたします。

家族経営協定の締結推進につきましては、これは菊池孝家族経営協定推進アドバイザー議長のほうから1人1組ずつ推進しましょうと総会の場でお願いがありました。結果、山崎登久昭委員が1組、君崎敬孝委員が1組、多田靖志委員が1組、私が2組で合計5組です。これを見ながら普及拡大を図っていただきたいと思います。

また、皆さん農業委員の活動記録カード、これにつきまして毎月10日までの提出は約束事項となっております。以前に、この活動記録カードを読んでいますかと多田靖志委員からありましたが、事務局で読み返すと1ヵ月に2件とか3件、それも総会と研修会、現地確認の3つしかないという内容が随分多いです。ほとんどです。そんな中、表彰になった委員もおりますが、実は岩手県農業会議の菊池正勝会長は、全市町村の活動記録カードに目を通しているのだそうです。そうしますと、遠野の委員は総会と現地確認と研修会だけで、ほとんど活動していないという事になってしまいます。全国農業新聞の普及に歩いていなければ、随時の農地パトロールもしていないということになります。家族経営協定も農業者年金にも歩いていないと。つまり活動していますと言っても活動していないことになるわけです。これは、活動した時にはカードにしっかりとその記録を書きいただきまして、道端でお話しをしても活動です、きちっと提出していただきたいと思っております。提出状況ですが、これもペーパーで出させていただいております。今日提出された委員もでございます、会長も提出になっておりますし、かなり出されている委員がございますからこの通りではありません。いずれ提出していない方には提出をお願いします。4月からずっと未提出の方もいます。なお、用紙はいつでも事務局にありますので、よろしくをお願いいたします。

次にですが、岩手県農業大会で表彰なされる方が遠野市農業委員会から4名おります。活動記録部門で江川幸男委員、菊池孝委員です。私達が見るところ相当の数で報告になって来ています。すごい活動件数だなと思っていたところ、やはり見事に表彰となりました。去年は君崎委員と濱田委員でしたので、2年続けてというのは無いかないと思いましたが、2年続けての表彰となりました。

農業者年金部門では菊池政實委員が3人を見つけて県内でもトップレベルであり、表彰となりました。ちなみに政實委員は代表受領となります。

全国農業新聞部門では昆野征策委員が4部で受賞となっております。大変おめでたいことですので、運営委員会で協議いただきましたが、ぜひ忘年会を兼ねての受賞祝賀会を開催したいとなっております。

次に納税猶予につきまして、先ほどお話ししました通り見つけるのは難しいという意見もありましたが、場所も20筆もあると、農業委員さんも案内が出来ない面があります。例えば豊子委員が、私の土地に案内してくださいと言われても、ほとんど無理と思います。ということもありますけども、農地プランにつきましては、議案書にいただきましたが、議案書の6ページをご覧ください。「利用権の種類等」の中に「権利種類」の項目があります。規模拡大交付金と太字であります。これは地域農業マスタープランの計画に入っていて交付金10アール当り2万円をいただく方になっております。運営委員会で、ここに出る人と出ない人、数が少ないがどうなのかというお話しがありました。なぜ少ないのか、不公平が出るのではと危惧される面もありますので、委員の皆さんはすでに分かっているらっしゃると思うのですが、ここで時間をいただきまして、もう一度説明させていただきたいと思っております。

これは去年に計画設定したもので、このように計画書ができています。農業委員会で

も計画書の複写を1部もらっています。ですから農業委員さんは事務局においていただきまして、町ごとにありますから自分の町の計画はどうなっているかを確認していただく必要があると思います。ぜひお願いします。

これは達曽部地区の計画です。このように広い田んぼがあるのに、くくられたエリアはこれだけです。こうなると、この人達しか交付金の対象にならないということになります。このエリア、農業委員会を通して貸借、使用貸借を交わしている人達だけくくったものです。なぜこうなったかという、ピンポイントで認定農業者に案内をしてしまったからです。全体を集めないで特定の人に案内してしまったからです。その結果、呼ばれた人はくくって、呼ばれていない人達はくくっていないわけです。中心となる経営体が誰かという、くくった人だけとなっています。今後、拡大して行きたい人はくくられていません。

仮にですが、可能性があるからと大きくくくった場合、くくられた人が借りればいいのですが、リタイヤして別に貸してしまうとなると交付金の対象になりません。ですから変更の時には、ここのリタイヤした人が借りないのであれば、外して別の人をくくる、ということが大事です。変更の計画というのは、それをやらなければいけません。でも今回の変更ではそれが出ませんでした。

ちなみに私は、この図面にはありませんが、1件、協力金をもらうようにしました。これに、30万、50万、70万とありますが、これにくくられていないと対象になりません。で、1人がリタイヤしたいとなりました。牛をやめたので土地もいらないと、誰かに貸したいと、経営者でなくなりました。しかし借りる人は誰もいませんでした。そこで間に、私ですが、農業委員が入りました。まず思い切って借りますと、借りることになっています。これを新たに変更でくくって、今日かかりますが、貸し借りの契約をします。そうすると7反歩ありましたから50万ですね。リタイヤして50万の協力金です。加算後、借りた人は2万円、牧草を作るとなると1年間3万5千円もらえます。こういった制度ですからスプロールしないで、地域で充分に話し合って、ここは誰にやる、ここは誰にと出来るだけくくっていくことが大事だと思いますので、農業委員はそうのように農業者の間に入って話しを聞いたり調整したり、そういうこともやっていかなければなりません。

50万は、地域農業マスタープランでリタイヤした人はもらえるし、次の戸別所得補償のほうで、規模拡大加算金として10アール2万円がもらえるということです。私達はまだまだ素人ですが、事務を取っているためいくらか分かってきました。委員さんも分かっていないと、どうしても変更の座談会などで協力してくださいと言えない部分も出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

もうひとつですが、新田佐悦委員がまだまだ不満を感じているところがあるのですが、これに該当させるためには、まず耕作していることが第一条件です。荒れた農地は該当になりません。農業委員からこういう話をするのは本来うまくないのですが、合意解約ということもあります。当人が1年以上耕作をして、別な人に白紙委任ということでやると、これに該当してくる可能性が強いです。ただ、返された時に耕作できるかという課題もありますから、それは管理委託などしてでも耕作したという実績を設けて行けば、この事業に該当してくると考えられます。担当ではありませんので良いとは言えません。考えられる、ということです。

29番委員 貸す人は必ず白紙委任で出さなければならないと。

事務局長 白紙委任です。

15番委員 今朝のニュースで、農政に減反政策が加わるとありました。戸別所得補償は来年度に廃止すると。そのように政策が変わってくる、その辺を私は心配しています。なぜ変わるのかとも思っていますが、こちらを進めていっていいものか考えます。3年後に減反政策廃止という案が出ていますよね。どのように動いていけばいいのかと思うところがあります。

事務局長 これについては数年前から、東北農政局長がおいでになられたときに、この減反政策

議 長	<p>が農業を衰退させる要因になっているとのことでした。やはり農家は作ることに喜びを感じるので、価格を守るために減反しると言ってもそもそも無理だから、好きなくらい作らせて、価格を守っていくのは国策ではないかとおっしゃってありました。その制度、農水省では文句を言っておりましたが、規制委員会のほうからは、減反は廃止されるのではないかと、そのような機運があります。ただ、価格がどうなるのかという心配はあるようですが、動きとしては出てきております。</p> <p>それでは、今の農地プランについてありませんか。掘り返していただいて、良い計画ができるか危惧しております。昆野征策委員長より、特定の人だけ不公平ではとありましたが、不公平になることは考えられますので。変更はここを考えて、農業委員からお話ししていかないと解消されていかないとと思います。</p>
24番委員	<p>これは、地域でしっかりと確認していかなければなりません。この間は、皆さんご承知の通り、一応やるといった具合だったわけです。まず一旦くくらなければという感じで、言葉は悪いですがいい加減なものでした。それでこのような問題が出てきたわけです。今回しっかりと見直ししていかないと、これから進んで行きますので、各地区、会合などで変更見直しがどんどん出てくると思います。その際に、本気になって取り組んでいって欲しいと思います。</p>
議 長	<p>24番森川です。今お話しされている部分で私が感じているのは、新田さんも先ほどおっしゃいましたが、私達の限られた農地があります。地域にもよりますが、そこに入る農業者は、どれくらい割り当てするのかといつも思っていました。限りある農地に、例えば1人当たり50町歩欲しいといった所に実際4人入るとか、公平に分配されればいいがその辺の考え方はどうすればいいのか。例えば綾織には農地がたくさんあるから1人当たりも多くなるとか、人数と分配のこと、そのあたりの基準は定まっているのか教えて欲しい。</p>
議 長	<p>いずれ、例えば50町歩欲しいといった際に、それを集約できるかということ、そういう約束はできないわけですし、未知数というか、その辺の返答ははっきりとは出来ません。事務局いかがですか。</p>
事務局 長	<p>今の質問については、基準なんてものはありません。地域で徹底して話し合わなければなりません。4人なら4人で、どなたに農地を寄せるか徹底して話し合い、農地を譲り合わなければ4人で分割するしかないなど、十分な話し合いが必要となってきます。今回その話し合いが省略されてしまった結果、このようになったわけです。そこで会長と相談して、この人・農地プランの冊子を農業会議へ求めました。1部100円で互助会から支出させていただきますが、全農業委員さんに配付させていただきます。見ていただければ無い箇所が確認できます。今日は3時から検討委員会が開かれて、その部分が検討されることとなります。今日ここにはありませんがこれから届く予定ですから、配付になりましたら熟読していただいて、理解した上で今後の座談会に参加していただきますよう、お願いいたします。</p>
議 長	<p>我々ははじめ、熟知していない部分がありますので、詳しく載っているその冊子をよく読んでよく理解していただきたいと思います。そうでなければ先に進みませんので、よろしく願います。</p>
事務局 長	<p>最後になりますが、先般の地域マスタープラン座談会について。各地区からこのような要望が出ておられて、この要望についてどのようにするかという回答が示されました。これはまだどこにも出ておりません。実は今日、河野室長が来て、農業委員さんには座談会に出席していただいたので、感謝の意をこめて説明したいという思いで資料を持ってきましたが、今日の検討会の資料作りが間に合わず、代わって局長にお願いするということでした。町ごとに左側が質疑要望内容、右側が質疑要望に対する回答となっておりますが、資料として見づらいと関係機関会議から意見がありました。内容が重複している要望事項もありますので、もう少し整理したものを再度お示しする、というこ</p>

	とでございました。参考として地域に持ち帰り、これは最初の情報でありますから、このようになっていきますよということで、ご指導いただければと思います。以上です。
議 長	はい、その他について事務局からいろいろなお話がありました。まとめて、皆さんから質問等、ございませんか。
15番委員	はい、15番です。
議 長	はい、どうぞ。
15番委員	マスタープランですが、農業委員会の職員達が分かっている、担当職員、連絡部署が分かっていないということが無いようにお願いしたいと思います。
議 長	分かりました。他にございませんか。
農地係長	11月5日の上閉伊地方農業委員研修について、参加申し込みの締め切りが本日までとなっております。まだ報告されていない委員につきましては、帰り際に私まで連絡いただきたいと思います。
議 長	<p>それでは、少しお時間をいただいて私からお話しさせていただきます。まず、11月8日の農業委員大会では、さきほど事務局からお話がありました通り、活動記録部門では江川幸男委員と菊池孝委員、農業者年金部門では菊池政実委員、全国農業新聞部門では昆野征策委員と、遠野市農業委員会から4名の方が活動表彰ということで表彰を受けることになりました。</p> <p>これについてぜひ祝賀会をとということになりまして、ここで皆さんにお話ししたいのですが、皆さんと一緒に膝を交えての懇親の場が最近では少なくなっておりますので、ぜひ忘年会もとなり、私としては一泊とも思いましたが、参加人数が少ないと成り立ちませんので、ここで大体の人数を確認したいと思います。仮に一泊する場合、参加できない人は挙手願います。2人ですか。あとは日程次第ですね。では大部分の方は出席できるといふことで、運営委員会等で検討いたします。早めに連絡します。</p> <p>これから様々な会合等が増えてまいります。事務局からもありましたが、我々の日常の中で、忙しいとか大変というのはお互い様です。その中で、大会や会合、活動、各研修などには、農業委員であるという自覚を持っていただいて、責任を持って参加していただくことを切望いたします。いずれ我々は個人の事由で動いているのではなく選ばれているのです。</p> <p>特にも農業委員大会においては、TPPが年内の妥結ということで話が進んでいる中、農業委員さんの出席率が悪いということは非常に残念です。佐々木会長からも、それに関して委員さん方に出席いただくよう、強く求めて欲しいと直接にお話しをいただきました。ぜひご理解いただき、特別に何ともならないという場合以外は、万障繰り合わせて参加していただきたいというのが私からのお願いであります。</p> <p>また、農業新聞、家族経営協定、農業者年金では、それぞれ目標を掲げており、それに向かってどう活動するかという話もありましたが、これは個人のやる気、本気しかないものです。私もまだできておらず皆さんと同じこれからのスタートです。締め切りまでにはと責任を持って取り組んで参ります。皆さんもぜひ自分なりの目標を立て、強い気持ちで臨んでいただくよう、お願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第55回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

(午前11時18分 閉会)

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年10月25日

遠 野 市 農 業 委 員 2 番 _____

同 3 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____